

(参考) 令和5年産ナラシ対策の支払実績 (令和6年8月31日現在)

全国 ・ 都道府県			加入件数 (件)	支払件数 (件)	補てん総額 (億円)
全 国			53,078	11,912	32.30
北 海 道			11,832	1,562	4.34
東 北	青 森 県		2,548	-	-
	岩 手 県		1,071	32	0.05
	宮 城 県		1,868	-	-
	秋 田 県		4,690	431	0.54
	山 形 県		3,933	68	0.15
	福 島 県		2,198	9	0.03
関 東	茨 城 県		1,696	13	0.02
	栃 木 県		2,676	64	0.05
	群 馬 県		461	-	-
	埼 玉 県		552	4	0.00
	千 葉 県		597	-	-
	東 京 都		-	-	-
	神 奈 川 県		65	-	-
	山 梨 県		46	42	0.03
東 北 陸	長 野 県		775	41	0.19
	静 岡 県		163	-	-
	新 潟 県		7,040	6,488	22.47
	富 山 県		792	768	2.40
東 海	石 川 県		900	13	0.02
	福 井 県		343	313	1.02
	岐 阜 県		242	5	0.00
近 畿	愛 知 県		287	22	0.01
	三 重 県		345	-	-
	滋 賀 県		909	494	0.06
	京 都 府		117	3	0.01
	大 阪 府		10	-	-
	兵 庫 県		505	42	0.04
中 国 ・ 四 国 国	奈 良 県		55	-	-
	和 歌 山 県		14	-	-
	鳥 取 県		104	95	0.16
	島 根 県		205	-	-
	岡 山 県		270	239	0.07
	広 島 県		97	1	x
	山 口 県		124	3	0.00
	徳 島 県		74	67	0.07
	香 川 県		155	88	0.16
	愛 媛 県		246	213	0.16
九 州	高 知 県		60	-	-
	福 岡 県		942	6	0.00
	佐 賀 県		1,078	1	x
	長 崎 県		228	9	0.00
	熊 本 県		1,547	23	0.01
	大 分 県		383	5	0.00
	宮 崎 県		509	477	0.03
鹿 児 島 県		294	271	0.19	
沖 縄 県		32	-	-	

- (注1) 加入件数は、令和5年8月31日時点の積立金納付者の件数である。
(注2) 支払件数及び補てん総額は、令和6年8月31日時点の数値である。
(注3) ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

(8) 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、**農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します！



加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。

令和5年に収入保険に加入している農業者は、90,644経営体です。そのうち米を生産している者は、56,670経営体です。



保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入(農産物の販売収入)が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

- ※ 補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※ 毎年の農産物(自ら生産したもの)の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含めます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険 加入者の声

石川県小松市 (株)北村農産 代表 北村 栄治さん
(経営規模：水稲23ヘクタール、麦7ヘクタール、ハウストマト9棟、露地野菜40アール)

令和3年1月に株式会社となりました。令和4年は8月4日の豪雨により**川が氾濫して洪水となり大打撃**を受けました。農作業場に污水が入り乾燥機などの農機具に故障が続出。**ハウスと水田もほとんどが冠水**しました。ここまでの被害は今までになく、**収入保険に加入していなかったらと思うとゾッとします。**

自然災害はどうしても避けられず、今後も米価下落やコロナ禍など様々なリスクが予想されます。過去の収入減少時に救われたこともあり収入保険は頼れる存在です。



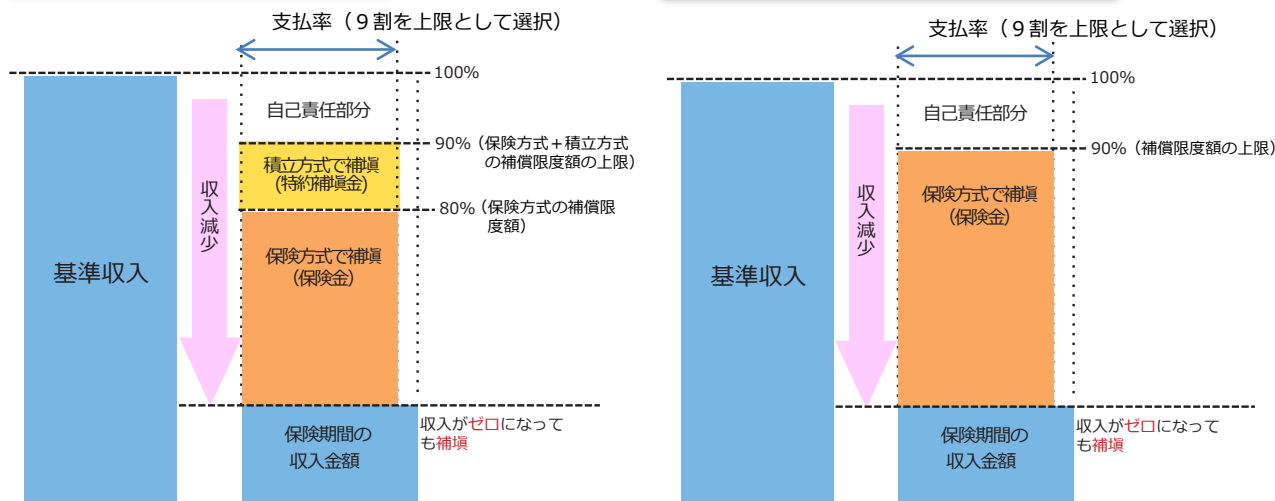
(NOSAI石川広報誌(虹)2023年春号より要約)

収入保険の補填方式

例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロになったときは、下のいずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※5年の青色申告実績がある者の場合）。

積立方式併用タイプ

保険方式補償充実タイプ



【基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金】

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料(事務費)	2.2万円	付加保険料(事務費)	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

- ※ 保険料には50%、積立金には75%の国庫補助があります。
- ※ 保険料は掛捨てになります。積立金は補填に使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※ 保険料については経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。
- ※ 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

- ・インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者3,200円引き
(インターネット申請のみ利用する場合：新規加入者4,500円引き、継続加入者2,200円引き/自動継続特約のみ利用する場合：新規・継続加入者ともに1,000円引き)

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補填金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中に**自然災害や価格低下等により、**補填金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から**無利子のつなぎ融資（実質的な保険金等の前払い）**を受けることができます。



収入保険に関心のある方は、**全国農業共済組合連合会**又は、**相談窓口（農業共済組合）**までお問い合わせください。

【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>（全国農業共済組合連合会ホームページ）

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会（NOSAI全国連）のホームページでご覧になれます。

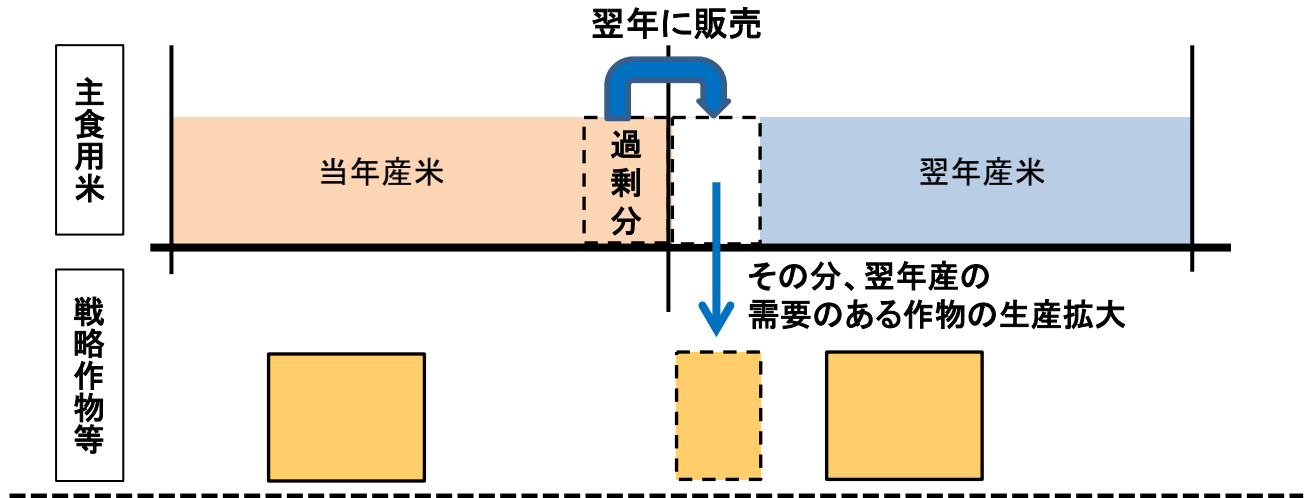
収入保険 NOSAI

検索

(9) 主食用米の需給安定の考え方、米穀周年供給・需要拡大支援事業

① 主食用米の需給安定の考え方

- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」に主食用米を長期計画的に販売する取組や、海外用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置として、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」を実施。（米穀周年供給・需要拡大支援事業：令和7年度予算概算決定額：50億円（令和6年度予算額：50億円））
- 「必要な場合」に、この支援措置を活用して、過剰分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金等を活用して、翌年産の需要のある作物の生産を拡大して、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。（水田活用の直接支払交付金等：令和7年度予算概算決定額：2,870億円（令和6年度予算額：3,015億円））



② 米穀周年供給・需要拡大支援事業のスキーム

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援。

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現。

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。

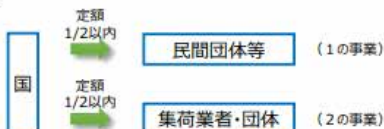
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- 主食用米を翌年から翌々年に降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

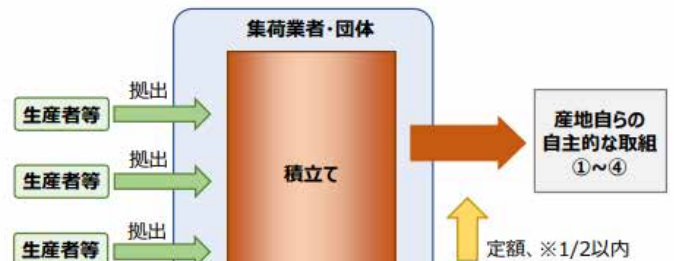
〔セミナー〕

〔展示商談会〕

〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。